

# 監査報告書

私ども監事は、国立大学法人法第 11 条第 4 項及び同法第 35 条において準用する独立行政法人通則法第 38 条第 2 項に基づき、国立大学法人長崎大学の平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの第 11 期事業年度の業務について監査を実施いたしました。

この監査の方法及び内容並びに監査結果について、以下のとおり報告いたします。

## I 監査の方法及び内容

### 1. 重要な会議への出席

①役員会 ②経営協議会 ③教育研究評議会 ④役員懇談会、連絡調整会議、財務委員会、教務委員会及び学生委員会へ出席し、必要に応じ又求めに応じ質問を行い、意見を述べた。

### 2. 重要書類の閲覧

執行部から回付された長崎大学監事監査規則第 12 条に掲げる重要書類を閲覧した。

### 3. 部局監査

監査計画で対象とした 25 部局を訪問し、次の業務運営事項について監事監査を実施した。

- ① 業務方法書、規則等の整備状況及び実施状況
- ② 中期計画及び年度計画の実施状況
- ③ 組織運営及び人事管理の状況
- ④ 前年度監事意見に対する対応状況
- ⑤ その他業務運営に関する状況

なお、監査時の具体的な討議課題としては、多くの課題が山積する中、限られた時間で実効ある討議を行うため、第二期中期目標・中期計画に基づく「平成 26 年度計画」、各部局長が表明された「運営方針」及び「平成 25 年度監事監査意見報告書」に記載された監事意見に対する「対応状況」について、事前に書面での回答を求め、その中で特に当面する重点課題を選択し、確認、討議を行った。

併せて、国立大学法人を巡る新たな動きとなる「国立大学改革プラン」(平成 25 年 11 月策定)、「学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律」(平成 27 年 4 月 1 日施行)、独立行政法人通則法の改正に伴う国立大学法人法の改正(平成 27 年 4 月 1 日施行)、「経済財政運営と改革の基本方針 2014」及び「日本再興戦略」改訂 2014(平成 26 年 6 月 24 日閣議決定)並びに「今後の国立大学の機能強化に向けての考え方」(平成 26 年 7 月 24 日改訂)などとの関わりにおいて、各部局が早急に対応すべきと考える課題等を取り上げた。

加えて、全ての理事とも個別に面談し、意見交換を行うとともに、必要に応じ事務部門関係部課長等から所要の事項について説明を聴取し、資料の提出を求めた。

### 4. 会計監査

年次及び月次決算の状況について定期的に聴取した。

その他、資産の管理・処分状況、人件費の支給状況、契約の状況、その他会計経理の問題点について適宜関係者から説明を聴取し、資料の提出を求めた。

### 5. 学長との協議(二者協議)

部局監査の状況について 3 回に分けて学長に報告(事務局長、監査室員列席)し、意見交換を行った。

## 6. 監査法人との協議（四者協議）

学長、監事、監査法人、内部監査人（監査室）の協議を定期的で開催した。

## 7. 三様監査連絡会

監事、監査法人、内部監査人（監査室）の協議を定期的で開催した。

# II 監査結果

## 1. 業務運営の適法性

監事は前述した役員会などの会議への出席、各書類の閲覧、各部局の監査などを通じ、法人としての本学の業務が国立大学法人法及び独立行政法人通則法などの関連する法令等に従って適正に行われており、中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されていることを確認した。

また、本学の役員がその職務を遂行するに当たり、不正の行為や法令等に違反する重大な事実はなかったと認識している。

## 2. 内部監査・内部統制

本学における監査として、会計監査人監査、監事監査、監査室による内部監査があり、これを「三様監査」と称している。

監査室は平成 16 年大学法人化と同時期に学長直属組織として設置され、その後体制を強化し、諸規程も整備され、監査結果については、直接学長に報告されている。この内部監査結果は監事にも報告されており、監事、監査室の連携は密に取られていると認識している。

また、監事、会計監査法人との関係も円滑な情報交換が行われ、本学の監査体制に遺漏が生じないよう関係者で努力している。現時点では「三様監査」は特に大きな問題も無く有効に機能している。

なお、国立大学法人法で準用される独立行政法人通則法の一部改正に伴い、本学の役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）を業務方法書の記載事項として明記することが求められていたが、本学では業務方法書の一部を改正するとともに「長崎大学における内部統制に関する規則」を新たに制定し、平成 27 年 4 月 1 日から施行しており、法改正を踏まえた内部ガバナンス強化のための必要な措置が講じられた。

## 3. 業務関係

業務監査に当たっては国立大学法人法、独立行政法人通則法及び教育基本法などの関連法規並びに本学の基本目標、理念、中期目標、中期計画、年度計画、各部局の理念及び教育・研究目標に従って的確な運営が行われているかなどの視点で監査を行った。

第一期の中期計画に対する実績と評価をベースとして、平成 26 年度は第二期中期計画の第 5 年度であるが、学長以下の適切な対応で基本的には的確な業務遂行が行われたと認識しており、また、事業報告書は運営状況を正しく示しているものと認める。

#### 4. 会計関係

会計監査に当たっては、月次決算報告において貸借対照表、損益計算書、外部資金獲得状況、資産処分状況、人件費の支給状況、契約状況など財務部関係者から報告を受け、意見を交換し、又必要に応じ更なる調査を依頼し報告を受けた。

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認め、その上で年度決算については、主として貸借対照表、損益計算書などの財務諸表、附属明細書につき財務部関係者から説明を受け質疑にて確認した。

その結果、財務諸表は国立大学法人会計基準並びに一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成されており、財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び業務実施コストの状況を適正に示していると認め、また、附属明細書は記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められない。

さらに、損失の処理に関する書類（案）は法令に適合しており、事業報告書は財政状態及び運営状況を、決算報告書は予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認める。

平成27年 6月17日

国立大学法人長崎大学

監 事

渡辺 敏則 

監 事

里 隆光 